

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

築上町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 築上町全域

(1) 現況

本地域は、温暖な気候と豊かな資源に恵まれているため、農業を基幹産業として位置付けている。

しかしながら、町南部には傾斜地が多いため、平場地域と比べて生産条件の格差が大きく、また全域が過疎地域に指定されるなど、高齢化の進行に伴い集落機能が低下している。

そのため、地域の共同活動によって支えられている農業の有する多面的機能の発揮に支障が生じていることから、これらを補正する取組を行うことが必要である。

また、有機液肥製造施設を建設し、持続可能な循環型農業を推進しており、地球温暖化防止等自然環境に配慮した営農活動を行っている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業の有する多面的機能発揮を図るため、農業者と地域住民や関係団体等地域ぐるみの共同活動として行われる泥上げ、草刈等の取組を計画的に行うため、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。

また、中山間地域等の条件不利地域においては、農業生産活動を継続的に実施するため、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進する。

併せて、有機農業や化学肥料・化学合成農薬の使用を県慣行レベルから5割低減する取組に加え生物多様性保全、地球温暖化防止等に資する営農活動を行うことにより、自然環境の保全に資するため、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	築上町全域	法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の交付対象となる地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において田と田以外が混在し、すべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域
・町全域

イ 対象農用地

以下に該当する農振農用地とする。

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの
緩傾斜農用地を全て対象とする。

2. 集落協定の共通事項

集落の農用地面積が1ha未満である場合において、農用地面積が0.8ha以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1ha以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

協定参加者数がおおむね50戸に満たない場合において、協定参加者数が30戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえ集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、おおむね50戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3. 対象者

認定農業者に準ずる者で町長が認定する者とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 認定新規就農者
- ② 農業所得が総所得の過半を占める者又は農業粗収益が200万円以上の者
- ③ ①、②及び認定農業者の経営主以外の農業者（経営主の後継者等）
- ④ ①、②及び認定農業者を主たる構成員とする任意団体
- ⑤エコファーマー
- ⑥その他申請が認められる担い手